

比企ビデオクラブ規約

2012年4月14日改訂

第1条（名称）

本会は「比企ビデオクラブ」と称する。

第2条（目的）

本会は、ビデオ制作やその普及、研究を行い文化活動に寄与し、地域貢献をすると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（活動）

本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ビデオ制作に関する勉強会。
- (2) 撮影会・発表会の開催。
- (3) その他、本会の目的を達成するための諸活動。

第4条（会員）

会員は本会の目的に賛同する市内及び近郊に居住する方を対象とする。

第5条（役員）

(1)会長 1名 (2)副会長 1名 (3)事務局 1名 (4)会計 1名 (5)監事 1名
役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条（役員の任務）

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3)事務局は対外事業の対応処理及び会の記録をとる。
- (4)会計は会計事務を処理する。
- (5)監事は会計を監査する。

第7条（会費）

本会の会費は月500円とし、前期後期に分けて納付する。

納付した会費は、理由の是非を問わず返却しない。

本会の会計年度は毎年4月より翌年3月とする。

但し、必要に応じて臨時会費を徴収できるものとする。

第8条（会議）

本会の会議は、総会・役員会とする。

総会は年1回開催し会長が招集する。必要に応じて臨時総会を招集する事が出来る。

会議は定員の過半数で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

第9条（事務局）

省略

（付則）

本規約は総会の承認で改正することが出来る。

比企ビデオクラブ細則

2014年4月12日改訂

★ 定例会

毎月第2土曜日、午後1時30分より松山市民活動センター、東松山市社会福祉協議会
福祉センター(ソラーナ)などで開催する。
但し、事情により日時・会場を変更する場合もある。

★ 撮影会

親睦をかねてクラブ主催の撮影会を年に数回開催する。
会費はそのつど徴収し別会計とする。
補助金として会から1日あたり10,000円補助する。

★ 発表会

東松山市文化祭に参加し、会員作品の発表会「手作り映像祭」を開催する。
作品の上映時間は1作品10分以内を目標とし、最長でも15分までとする。

★ 表彰

定例会の年間無欠席者を「皆勤賞」として表彰する。

★ お悔み

入会1年以上の会員が死亡した時は、会より香典を出す。

★ 休会

会員が都合で休会を申し出た時は、6ヶ月に限りこれを認め会費を免除する。
尚、6ヶ月を超えた場合は脱会したものとする。

★ 管理

クラブの備品(プロジェクター、ビデオプレイヤー、ケース、予備ランプ、コード類他)
の管理は原則として事務局が行う。

* 本細則は役員会の決議をもって変更することが出来る。